



ディストリクト評議会に関する基礎知識

2017年11月4日（土）午前9:30

質問：ディストリクト評議会（District Council Meeting 以下 DCM と省略）とは何ですか？

ディストリクト評議会は、ディストリクト運営に関わる最上位の決定機関です。ディストリクト評議会は、ディストリクト内の全チャーター済クラブの会長と教育担当副会長により構成されます。ディストリクト評議会は、ディストリクト役員会（Executive Committee、以下 EC と省略）も含まれます。ディストリクト役員会は、全てのエリアディレクター、ディビジョンディレクター、そして DD, PQD, CGD, PRM, AM, FM, IPDD* により構成されます。（*の略称は以下をご参照ください）

* 略称の定義

DD = District Director
PQD = Program Quality Director
CGD = Club Growth Director
PRM = Public Relations Manager
AM = Administration Manager
FM = Finance Manager
IPDD = Immediate Past District Director

ディストリクト評議会ミーティング（DCM）は、通常、秋季大会と春季大会のタイミングに年に2回開催されます。DCMの間には、ディストリクト役員会（EC）がディストリクト役員会ミーティング（DEC meeting）を開催し、ディストリクトとそのリーダー達が、ディストリクトミッションの達成に向かって進んでいるかを話し合い確認します。ECは、ディストリクト評議会で決められるべき事を除いたその他の権限が委譲されています。単純な比較で説明するなら、ECは株式会社における役員会に相当し、DCMは株主総会に相当します。

質問：DCMは、いつどこで開催されますか？

DCMは年に2回開催されます。その2回は、秋季大会と春季大会と同時にその開催地で開かれます。2017年の秋季大会は、**11月4日午前9:30**に日経ホールにて開催されます。出席者の受付は信任状受付デスク（クレデンシャルデスク）にて行われます。スケジュールについては別途発表致します。

質問：DCMは何ができますか？

DCMは、ディストリクトの全ての事柄について最終決定をすることができます。全ての決定は、国際本部の定める規則に準拠しなければなりません。

質問：国際本部の定める規則は、どこで参照することができますか？

国際本部の定める規則は、以下のURLから参照することができます。

<http://www.toastmasters.org/Members/OfficerResources/GoverningResourceDocuments.aspx>

質問：DCMでの採決はどのようになされますか？

採決が有効になるためには、定足数を満たしていなければなりません。採決は通常、出席している投票権者とその委任状保有者が投票した数の過半数で決定されます。投票棄権者の数は数えられません。一部重要案件に関しては、投票数の2/3またはそれ以上が求められることがあります。



質問：DCMでは誰が投票権を持ちますか？

DCMでの投票権者は、ディストリクト内の全クラブの会長と教育担当副会長とEC（ディストリクト役員会）メンバーです。で各クラブの会長と教育担当副会長、EC（ディストリクト役員会）メンバーそれぞれに1票投票券が与えられます。よって各クラブにはそれぞれ2票の投票権があるということです。

質問：誰がDCMに出席できますか？

投票権者は当然出席できます。**その他のクラブメンバーも出席し見学ができます。**なお、投票権者でないクラブメンバーは、会場後部に準備された座席に座り、討議や投票への参加はできません。

質問：私は投票権がありますがDCMに出席できないのですが、どうすればよいのでしょうか？

もし貴方がクラブ会長或いは教育担当副会長で、ディストリクト評議会に出席できない場合、委任状（B）を記入することにより、ディストリクト評議会に出席する自クラブ会員（休会中会員を除く）を自らの代理人に指名する必要があります。指名を受けた代理人は、委任状（B）を信任状受付デスク（クレデンシャルデスク）へ提出することにより投票用紙や必要な資料を入手してディストリクト評議会へ出席できます。もし貴方がECメンバーの場合は、自らの票を委任することはできません。

質問：ECメンバーは、自らの票を委任できますか？

いいえ、できません。クラブ会長と教育担当副会長のみが自クラブの会員に委任を行うことができます。

質問：私のクラブのメンバー以外の人へ、委任することはできますか？

いいえ、できません。委任状保持者は自らのクラブメンバーでなければなりません。

質問：他に委任についての規則はありますか？

もしクラブ会長と教育担当副会長の内1名がDCMに出席しておらず、かつ委任状を記入して自らのクラブメンバーに委任を行わなかった場合、出席しているクラブ会長か教育担当副会長、または委任状保持者が、欠席役員の委任を受けているとみなされ2票を投じることができます。この規定は、全てのクラブが2票を投じることが出来るようになるようにするためのものです。

質問：投票者は何票まで持つことができますか？

ECメンバーは、自らの票と委任状を含め、最大3票まで持つことができます。クラブ会長と教育担当副会長も含め、その他の全ての会員は、最大2票まで持つことができます。

質問：信任状受付デスク（クレデンシャルデスク）とは何ですか？また、私は信任状受付デスクで何をしますか？

信任状受付デスクとは、有投票権者の信任状または委任状を提出し受付を行い投票用紙や必要な資料を得る場所です。もし貴方がクラブの会長または教育担当副会長またはECメンバーである場合、自らが署名した信任状（A）或いは（C）を信任状受付デスクに提出する必要があります。クラブの会長と教育担当副会長は信任状（A）を用い、ECメンバーは信任状（C）を用います。委任状（B）を保持している場合は、それを提出し投票用紙と必要な資料を得てください。委任状は、自らのクラブの会長または教育担当副会長からのみ得ることができます。また、最大で得られる投票用紙の枚数は、ECメンバーが3票、それ以外のメンバーは2票です。



質問：DCMの定足数は何名ですか？

定足数とは、正式採決を行うために必要な出席している投票の数です。国際本部の規定により、ディストリクトのクラブ会長と教育担当副会長の出席、および委任状の数の合計が、1/3に達すれば定足数を満たします。ECメンバーは投票はできますが、定足数には含まれません。これは、クラブがきちんと参加し、情報を知らされ、採決に関わることが重要だということです。

例えば、10月3日現在のクラブ数は184クラブで、各クラブの代表は2名ですから合計368名です。その1/3である123名が定足数となります。DCMへ出席するクラブ会長と教育担当副会長自身またはその委任状の数の合計が123に達すれば定足数を満たしDCMは成立します。

質問：投票権者の座席は決められていますか？

全ての投票権者とその委任状保有者は、会場の前方に準備された座席に座ります。座席場所を指定する狙いは、議案の賛否の確認と討議の際の発言を容易にするためです。

質問：DCMでは誰が議長を務めますか？

議長はDDが務めます。DDが議長席を離れるときは、PQD、CGDがその順に代役を務めます。

質問：DCMでは誰が動議を出したり発言したりすることを許されますか？

議長からの発言許可を得たうえで発言することができます。投票権者以外でDDから出席要請を受けている出席者は、議長からの発言要請に従い発言できます。

質問：投票権者はいつ、どのようにして発言ができますか？

一般的な質問または動議は、どちらの場合も他と上がり投票用紙を掲げるか、最寄りのマイク設置場所に行き投票用紙を見せます。議長の発言許可を得たら名前と所属クラブと役職を告げます。それから質問または動議を出すことができます。

質問：討論の規則や時間制限がありますか？

議題に賛成または反対のマイクの方へ進みます。議長に発言許可を得た後名前とクラブ名、役職を言います。それから動議に対して賛成か反対かを言います。一発言は2分までです。一度発言した人が2回目の発言を希望する場合は、その議題への発言希望者の1回目の発言のすべてが終わるまで2回目の発言はできません。一人の発言回数は二度までです。

一質問（一動議）のための総討論時間は10分までです。この時間の短縮または延長は評議会の3分の2の賛成投票により可能です。（下記*を参照）

* 評議会細則は評議会のビジネスセッションの冒頭で可決されなければならない。これらの評議会細則は討論制限時間を含むものとする。よって、討論時間の制限および延長は先んじて2/3の賛成投票による可決を要する変更議案である。



質問：投票はどのように行われますか？

投票は、発声、或いは投票で行われます。時に投票の過半数確認は、挙手したり、投票カードを見せたり、立ち上がったたりして目視確認で行われます。また、更なる確認は実際の投票を数えて行われることもあります。ディストリクト評議会は採決結果に責任があります。もし、発声投票に置いて議長の判断に疑問がある場合は「Division」（セカンド不要）の動議をあげ、再確認を求めることができます。この場合、挙手などによる目視確認を行う必要があります。それでも目視確認で過半数が確りと確認できない場合には、議長は投票を数える判断をすることができます。または、参加者が動議を上げ、過半数の賛成を行い、投票を数えることを要求することができます。

動議の可決に必要な投票の一般的な原則

過半数で採決できるのは、メンバーに権利を与える場合です。例えば、何かを行うことを認める場合などです。

採決に 2/3 の票が必要な場合は、メンバーから権利を奪ったり制限したりする場合です。例えば、会議における発言時間を制限する場合などです。

質問：DCM での議事進行は何に準拠して行われますか？

国際本部の規定や方針で決められている事項以外では、新編ロバーツ議事運営法の最新版に従い DCM での議事運営は行われます。